

第三章 入會及退會

第九條

本組合員たるをとするものは規定の格式に從ひ指定事項を明記し加入金及組合費一ヶ月分以上を納へ紹介人連署の上申込むべし 但し紹介人は組合員に限る

第十三條

本組合員にして一旦退會せしもの、再入會は幹事会又は理事会の承認を要す

第四章 組合員の權利義務

本組合員は規定の組合費を毎月前納するの義務あるものとす

第十條

本組合は前項の申込に對し本人の資格を調査の上之を許可し組合員證及徽章を交付す

第十五條

本組合員は役員の選挙權及被選挙權を有す

第十一條

本組合員にして退會せんとす時は其理由を明記し組合員證及徽章を納へ紹介人連署の上其旨所屬支部に届出さずべし 但し幹事会の承認あるを要す

第十七條

本組合員は規約第六條に規定せる事業行費に預る權利を有す

第十二條

本組合員にして組合員たる資格を失ひたる者は退會を命ず

第十八條

本組合の加入金及組合費は如何なるの補助を享受する權利を有す

第五章 賞罰

本組合員にして本組合に多大の貢献ありたる時は幹事会及理事会の決議により之を表彰す

第十三條

本組合員にして本組合の規約及決議に違反し又は本組合の名誉を汚損し若くは利益に及ぼすものは組合員の義務を怠りたるものは大会理事会又は幹事会の決議により之を除ねし又は其權利を停止す

第十三條

本組合員にして改なくして組合費二ヶ月以上未納したるものは其權利を停止す

第六章 機關

第十四條

本組合の會議を分ち九の大體とす一、大会ニ理事会ニ執行委員会四會計會議五支部長會議六支部聯合會七支部聯合會八支部聯合會九幹事会

一、大会は代議員及支部役員を以て組織す

但し理事会は要と認めたる場合臨時ニ之を開催する事を得代議員は其五割を代表する也又組合員三十名に一次の割合を以て選出す

大会議長及副議長は支部役員之を互選し議長は出席代表の過半數を以て可決す可決し得ざる場合は議長之を先ず但し其後より組合員一人一票の割合を以て再決す可決すべし

一、理事会は入會に次決議機關によつて